

内務省及其所部

一
レ
タ
ル
ニ
依
ル

内務省及其所管

内務本省ノ整理要目左ノ如シ

一、神社局ヲ神務局ニ改メ局長ハ官制上

次官ノ兼任トシ宗教局ヲ廢シタリ

神社宗教ノ二局ハ元來他ノ局ニ比シ事

務ノ分量宜分カナリト認ム而シテ神社局

ハ其ノ沿革ニ鑑ミ且造神官ノ事務ヲ

併掌セシムルコトセルヲ以テ獨立ノ局ト

シ神務局ト改称セリ而モ專任ノ局長

ヲ置クノ要ナキヲ以テ次官シテ之ヲ

兼スレシメ宗教局ハ之ヲ廢シ官房

ニ宗教課ヲ置キ其ノ事務ヲ掌ラ

シム

二、警保局及衛生局ヲ合シテ警務局トセ

リ

警察及衛生ノ事務ハ相聞スル所悉ナル
モノアリ且府縣ニ於テハ共ニ警察部ノ
所管事務ナルヲ以テ本省ニ於テモ一
局ノ下ニ管掌セシムルノ至当ナルヲ認ム

三、官房ニ振道課ヲ置ケリ

要綱第十九及内閣ノ部第七ノ下ニ
本ハタルカ如シ其ノ事務ニ付テハ相
當ノ定員ヲ増置シタリ

四、内務事務官及土木局書記官ヲ廢モタリ

要綱第二ノ下ニ本ハタルカ如シ

五、治水港橋等之關之臨時疎負ヲ統一整理シタリ

大藏省臨時建築部、貿易港修築ノ疎負アリ内務省、治水事業ノ疎負アリ北海道及臺灣ニハ各其ノ築港ノ

疎負アリ此等ハ統一シテ内務省ノ所管ト為スヲ至當ナリト認メ臨時疎負トシテ技術官及書記ヲ遣ハリ但し治水事業ハ隊算整理案ニ於テ事業費三分ノ一ヲ繰延ハタルヲ

以テ之カ疎多ハ真ノ三割ヲ減シ他ハ
現員ノ二割ヲ減シタリ

一内務省所管ノ整理要目左ノ如シ

六、大阪及横濱ノ衛生試験所ヲ支所トセ

リ

東京衛生試験所ハ衛生ニ関スル調

査ノ外公衆ノ依頼ニ應シ薬品具

ノ他ノ分析検明ニ従事スト雖大阪及

横濱兩所ノ常ル所單ニ後者ニ過

キカルシ以テ之ヲ東京ノ支所トスルヲ

過當ナリト認ム

七、傳染病研究所ヲ廢シタリ

傳染病研究所ハ傳染病ノ研究痘

苗及血清ノ製造ヲ掌ル研究ハ大學

當然ノ事ナルヲ以テ特設研究所ヲ

存置スルノ理由ナレ而シテ痘苗及血

清ノ製造ハ醫學ノ研究ト相待ツ

ハキモナルヲ以テ之ヲ製造所ハ東

京帝國大學醫科大學ニ附屬セシメ

タリ

八、造神宮使廳ヲ廢シタリ

造神宮使廳ナル特設ノ官衙ハ真ノ

要ヲ認メス真ノ事務ハ神務局ヲ

モテ之ヲ掌ラシメ建築ハ大藏省

建築局ヲシテ之ニ當ラシムルコトセリ

九、防疫職員ヲ待遇高トセリ

常時、防疫事務ハ内務省及各地方

官廳ニ於ケル職員當然ノ職分ニシテ

所謂防疫職員ハ傳染病ノ流行ニ

際シ臨時設置スルキモノナリ故ニ令限

ノ保障ナキ待遇官ヲ以テ之ニ充ツル

ヲ適當ナリト認ム

一〇、左ノ委員會ヲ廢シタリ

(一) 港灣調査會

港灣ノ調査ハ既ニ真ノ大率ヲ了レリ爾

余ニ屬スルモノハ土木局ヲシテ之ヲ遂

行セシムルヲ可ナリト認メタルニ依ル

(二) 東京市區改正委員會

市區改正ノ當初ニ於テ必要アリシモノ

ナルモノ今中真ノ大部分ヲ了シ下水

道モ大體ノ計畫既ニ立チタルニ依ル

(三) 衆議院議員選舉法改正委員會

本務終了ニシタルニ依ル

警視廳

警視廳ノ整理要目左ノ如シ

二、警視廳ヲ警務廳ト改編シタリ

内務省ニ於テ警保局及衛生局ヲ合シテ

警務局ト為シタルニ對シ警務廳ト改稱
スルヲ適當ナリト認ム

一、官房主事迄第一部長及第二部長ヲ
ル警視ヲ警務官トセリ

従来官房主事迄第一部長及第二部

長タル者モ警務局長ト等シク警

視ト稱シタレトモ其ノ待遇任用全然

異ナルヲ以テ官名ヲ異ニシ之カ別ヲ

明ニシタリ

一三、第三部ヲ廢シ衛生警察、事給ハ第

二 部ノ所掌トシ警察署長ヲ廢シタリ

衛生警察ノ事務ハ獨立ノ部ト為ス

要ヲ以テ從テ特ニ警察署長ヲ置クノ必

要ヲ認メサルニ依ル

一四 方面監察ヲ廢シタリ

多數ノ方面監察ヲ置クハ其ノ必要ナ

キヲ以テ舊巡視官ノ制ニ則リ二人ノ監

察官ヲ以テ是レリト認ム

一五 市内ノ警察署ヲ廢合シ之ニ基キ警視

ノ定員ヲ査定シタリ

現在市内ニ於ケル警察署ハ其ノ數多シ

矢之一署ノ設備人員共ニ充分ナラズ為ニ

事務ノ執行上支障少カラサルヲ以テ通

宜之ヲ廢合シ其ノ長ヲ警視トセリ

北海道廳

北海道^廳整理要目左ノ如シ

一六、北海道廳ノ部ヲ四部ニ減シタリ

拓殖勸業ノ二部ヲ合シテ殖産部トシ

現行ノ五部ヲ四部ト為スヲ以テ事務ノ

竹間捷シ期スルニ便ナリト認メタルニ依ル

附

附

一七、擇方支廳長ハ事務官ヲ以テ之ニ充ツルコト、
セリ

擇方ハ北海道ノ一支廳ヲ以テ之ヲ管轄

セシムルコトト為シタルヲ以テ特ニ該支廳ニ依

リ事務官ヲシテ其ノ長ヲラシメヨリ

府縣廳

府縣廳ノ整理要目左ノ如シ

一八、府縣知事ヲ府縣長官ト改稱シタリ

一九、事務官補ヲ廢シタリ

一般官吏優遇令ヲ是ノ刺任官ニ適用待遇ヲ與

フルノ途ヲ開クヲ以テ特ニ事務官補ナル下級
奏任官ヲ認ムルノ要ナキニ依ル

二〇、地方廳ハ真ノ事務繁多ナルヲ以テ判任官

定員ハ特ニ真ノ五分ヲ減スルニ止メタリ

二一、港務部ヲ廢シ其ノ事務ヲ海關局ニ移シ

タリ

大藏省ノ部第九ノ下ニ添フルカ如シ

二二、大政府消防事務課員及小笠原島水産事

務課員ヲ廢シタリ

特ニ大政府ニ限り消防事務ノ職員ヲ置クノ

必要ヲ認メス又小笠原島水産事務ノ為ニ

常定員外ノ職員ヲ特設スルノ必要ヲ

認メサルニ依ル

二三、府縣之師範學校長ノ官ヲ廢シ教官ノ補

職トセリ

要綱第十三ノ下ニ述ハタルカ如シ

